

茶室の貸出に関する定め

第1条 この定めは、公益財団法人岡田美術文化財団(以下「財団」という。)
運営規程第7条第1項に基づき、財団が管理運営する茶室の貸出について定める。

第2条 財団が管理運営し貸し出す茶室は、次の通りとする。但し、原則として休館日の

貸席は行わない。

- ① 一自庵(MOA美術館)
- ② 真和亭(箱根美術館)
- ③ その他、財団が特に貸し出しを認めた茶室

2 茶苑内の全席貸出により、茶苑が貸し切りとなる場合は、別表の貸席料金は適用

せず、茶苑貸切料金として、1日につき30万円を徴収する。

第3条 茶室の借用希望者は、所定の申込書により、財団に提出するものとする。

2 貸席は、借用者への貸席承諾書の発行をもって、正式の承認とする。

3 借用者以外の者に、前項の使用権を譲渡又は転貸したとき、或いはその事実が判明

したときは、貸席の承認を取り消す。この場合、納入金及び入館料は返却しない。

第4条 茶室の貸席料金は、別表の通りとする。但し、入館料は含まない。

2 貸席料金は、承諾書の発行日から10日以内(但し、使用日の10日前まで)に納入する。但し、全席貸出の場合のみ、半金を申込金として納入し、残金を使用開始時までには納入することができる。

3 借用者の都合により、使用日の7日前を過ぎて取り消した場合、納入金は返却しない。但し、天災等、借用者側の責めによらない場合は除く。

4 貸席の使用時間(仕度及び片付け等も含む)の範囲は、美術館の「開館時間内」とする。但し、貸席時の前日におけるお道具等の搬入可能時刻は、原則として当該茶室の閉席以降とし、遅くとも閉館30分後までに終えるものとする。また、所定の時刻外の場合は、30分当たり5,000円を徴収する。

第5条 貸席の場合の入館料は、事前購入の場合に限り、別表の料金とする。但し、払

い戻しに関しては、前条第3項の定めに従って行う。

2 2席以上での茶会開催の場合、家元、席主、及び水屋関係者(15名/席)に限り、

前項の入館料は、徴収しない。

第6条 貸席用の茶道具類の貸出を希望し、使用日の7日前までに申し出がある

ときは相談に応ずる。但し、お茶、お菓子、お花、炭及び茶発などの消耗品及び掛物、主茶碗は除く

第7条 貸席の使用に際して、借用者が財団の備品を破損又は紛失した場合は、実費弁済とする。

付則

1. この定めは、平成7年1月1日より施行する。
2. この変更した定めは、平成7年6月2日より施行する。
3. この変更した定めは、平成17年7月11日より施行する
4. この変更した定めは、公益法人の設立の登記の日より施行する。

<別表> (第4条・貸席料金)

注)	一白庵	真和亭	その他
箱根美術館	¥30,000(3畳台目)	¥25,000(3畳台目)	別 途
美間	¥50,000(7畳)	¥40,000(8畳)	
館席	¥70,000(小間・広間)	¥60,000(小間・広間)	
(真和亭)	¥200,000(大広間:12.5畳+両席+立礼席:約30席)	¥150,000(両席+立礼席:30席)	
	土日祝禁日は、5万円プラス		

注) 箱根美術館(真和亭)は、冬季(12~3月)期間のみ、午後4時閉館

<別表> (第5条・入館料) (一人当たり)

	M O A美術館	箱根美術館
貸席日	¥800	¥500